

## 東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第7期)の策定について

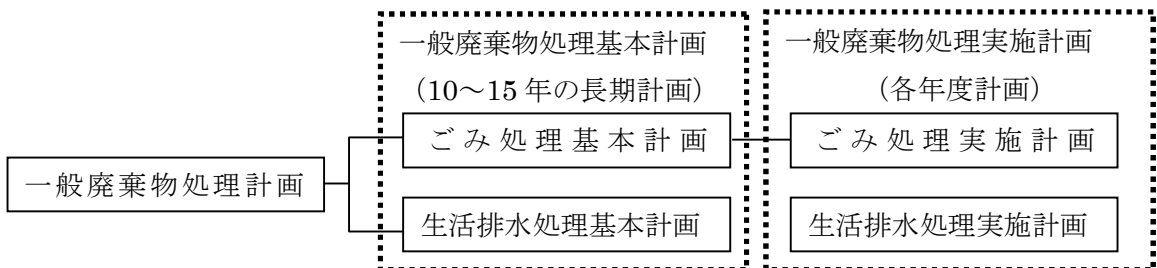
## ◎策定根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

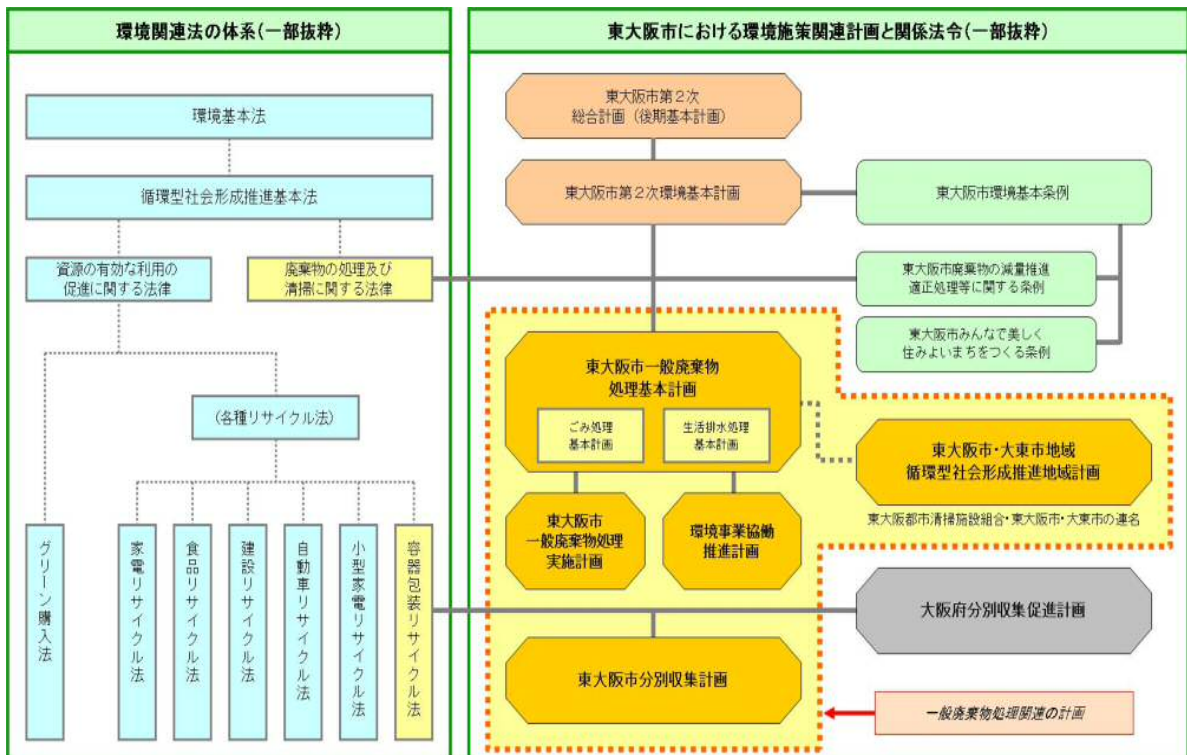
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項
  - ・市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。
- 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期：平成28年3月策定）
  - ・令和2年度を中間目標年度とし、計画の見直しを行う。
  - ・令和元年度に基礎調査業務として、主に家庭ごみの組成調査を実施。
- 本審議会では「一般廃棄物処理基本計画」内の「ごみ処理基本計画」についてご審議いただく。

令和	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
期			計画前期			計画中期			計画後期			
一般廃棄物処理基本計画（第7期）	目標等に対する基準年度	策定年度	初年度				中間目標年度					最終目標年度

## ◎一般廃棄物処理計画の構成



## ◎環境関連法令と環境関連計画の相関図（令和2年4月1日現在）



## ◎ごみ処理基本計画の見直しの視点

《ごみ処理基本計画策定指針から抜粋》

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み  
[ごみの性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに定める。]
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項  
[市町村、住民及び事業者のそれぞれにおいて講ずべき方策を定める。]
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分  
[再生利用を促進する観点等から定めるものとする。]
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項  
[ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体を定めるものとする。]
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項  
[施設の種類ごとに施設能力、処理方法等を定める。]
- (6) その他ごみの処理に関し必要な事項  
[廃棄物減量等推進協議会、廃棄物減量等推進委員等に関する事項を定める。]

### ・市町村の役割

- (1) ごみ処理有料化の実施  
[排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革をすすめる。]  
[ごみの有料化と併せて、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援を実施する。]
- (2) 環境教育、普及啓発の充実  
[学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組む]
- (3) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底  
[事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収する。]  
[事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底する。]
- (4) 容器包装廃棄物の排出抑制  
[廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リユースびんの利用促進に向けた方策を検討する。]
- (5) リユースびん等のリユース容器の利用促進  
[地域において、リユースびん、リユース容器の利用・返却・再利用の促進が図られるよう関係者間の連携構築と普及啓発に努める。]
- (6) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制  
[家庭から排出される食品ロスの調査実施に努めるとともに、食品ロス削減のため、事業者や住民への呼びかけに努める。]
- (7) 環境物品等の使用促進  
[グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。]